

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第15号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香川県営住宅条例施行規則（平成39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 前3号に掲げる者のほか、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、犯罪等（同条第1項に規定する犯罪等をいう。）により従前の住宅に居住することが困難であると知事が認める者が属する世帯</u></p> <p>(入居の許可の申請)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 第8条の2第9号に該当する場合 知事が必要と認める書類</u></p> <p>(家賃及び駐車場使用料の額等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)</p> <p>第8条の2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(入居の許可の申請)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第8条の3第1項の規定により知事の登録を受けて入居予定者となった者が第1項の申請書を提出する場合は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(家賃及び駐車場使用料の額等)</p> <p>第14条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県営住宅の項に規定する規則で定める額は、家賃にあっては別表第1、駐車場使用料にあっては別表第2のとおりとする。</p> <p>2 略</p>

別表第2（第14条関係）

団地名	建設（借入）年度	金額（月額）
略	略	略
高松元山	略	略
丸亀塩屋	平成19年度（借入）	1,000円

別表第2（第14条関係）

団地名	建設年度	金額（月額）
略	略	略
高松元山	略	略

第1号様式（第7条、第8条の3関係）

（表面） 略

（裏面）

住宅困窮状況等

- 1 県営住宅の申込みの理由（住宅困窮状況）は何ですか。（複数回答可）
 あてはまる記号を○で囲み、オに該当するときは〔 〕に申込みの理由を記入してください。
- ア 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
 - イ 同居を必然とする親族（夫婦及び未成年の子）と別居している。
 - ウ 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
 - エ 正当な事由により、家主などから住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
 - オ その他

〔

 〕

- 2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
- ア 持家（所有者氏名 ）（申込者との続柄 ）
 （処分する場合は、その理由 ）
 - イ 民間借家（契約者氏名 ）（申込者との続柄 ）
 （月額家賃 ）
 退去を求められている場合は、その理由
 - ウ その他（住宅名 ）
 （契約者氏名 ）（申込者との続柄 ）

〔

 〕

登録入居について

表面で「抽選後落選の場合登録する」又は「登録入居」に☑をした方は、次のうち該当する項目に○を付けてください。

1 母子世帯	2 老人世帯	3 心身障害者世帯	4 配偶者からの暴力被害者（世帯）	5 犯罪被害者等世帯（配偶者からの暴力被害者（世帯）を除く。）
--------	--------	-----------	-------------------	---------------------------------

第1号様式（第7条、第8条の3関係）

（表面） 略

（裏面）

住宅困窮状況等

- 1 県営住宅の申込みの理由（住宅困窮状況）は何ですか。（複数回答可）
 あてはまる記号を○で囲み、オに該当するときは〔 〕に申込みの理由を記入してください。
- ア 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
 - イ 同居を必然とする親族（夫婦及び未成年の子）と別居している。
 - ウ 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
 - エ 正当な事由により、家主などから住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
 - オ その他

〔

 〕

- 2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
- ア 持家（所有者氏名 ）（申込者との続柄 ）
 （処分する場合はその理由 ）
 - イ 民間借家（契約者氏名 ）（申込者との続柄 ）
 （月額家賃 ）
 退去を求められている場合は、その理由
 - ウ その他（住宅名 ）
 （契約者氏名 ）（申込者との続柄 ）

〔

 〕

登録入居について

表面で「抽選後落選の場合登録する」又は「登録入居」に☑をした方は、次のうち該当する項目に○を付けてください。

1 母子世帯	2 老人世帯	3 心身障害者世帯	4 配偶者からの暴力被害者（世帯）
--------	--------	-----------	-------------------

第2号様式（第8条の4関係）（日本工業規格A列4番）

県営住宅入居許可申請書（一般・特別・特公賃）

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
(電話番号)
氏名

一般入居
 登録入居

次のとおり県営住宅に入居したいので申請します。

家賃 円

勤務先 (連絡先)	名称		電話番号		所在地		扶養	障害	その他	職業	所得金額 (年間)
	名称	所在地	電話番号	電話番号	所在地	所在地					
ふりがな氏名	続柄	年齢	生年	年月日	扶養	障害	その他	職業	所得金額		
本人	本人	明大昭平			同居別居 別居別居 別居別居 別居別居 別居別居 別居別居 別居別居	普通 普通 普通 普通 普通 普通 普通	寡夫 寡夫 寡夫 寡夫 寡夫 寡夫 寡夫				
世帯人員 人 (一般、単身、老人・母子、DV、犯罪被害者等、障害者) 世帯											合計

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
2 申請者との続柄を証明することができる書類（続柄の記載された住民票等）を添付してください。
3 所得を証明することができる書類（所得証明書等）を添付してください。
4 県税に滞納がないことを証する書類（納税証明書）を添付してください。
5 別居扶養親族がいる場合は、その方の被保険者証（健康保険証）を持参してください。
6 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳（写し）を添付してください。
7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定額	親族	特定扶養	老扶老配	寡婦・寡夫	普通障害	特別障害	控除額合計	所得金額合計	差引所得金額	基本月収額 ÷12	
38万×人 万円	20万×人 万円	10万×人 万円	27万×人 万円	27万×人 万円	40万×人 万円						
			1 0~123,000	特別 公賃 住宅	200,000を 超~ 397,000以下	特 200,000~322,000					
			2 123,001~153,000			公 322,001~445,000					
			3 153,001~178,000			賃 445,001~601,000					
			4 178,001~200,000								
										入力済確認欄	

第2号様式（第8条の4関係）（日本工業規格A列4番）

県営住宅入居許可申請書（一般・特別・特公賃）

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
(電話番号)
氏名

一般入居
 登録入居

次のとおり県営住宅に入居したいので申請します。

家賃 円

勤務先 (連絡先)	名称		電話番号		所在地		扶養	障害	その他	職業	所得金額 (年間)
	名称	所在地	電話番号	電話番号	所在地	所在地					
ふりがな氏名	続柄	年齢	生年	年月日	扶養	障害	その他	職業	所得金額		
本人	本人	明大昭平			同居別居 別居別居 別居別居 別居別居 別居別居 別居別居 別居別居	普通 普通 普通 普通 普通 普通 普通	寡夫 寡夫 寡夫 寡夫 寡夫 寡夫 寡夫				
世帯人員 人 (一般、単身、老人・母子、DV、障害者) 世帯											合計

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
2 申請者との続柄を証明することができる書類（続柄の記載された住民票等）を添付してください。
3 所得を証明することができる書類（所得証明書等）を添付してください。
4 県税に滞納がないことを証する書類（納税証明書）を添付してください。
5 別居扶養親族がいる場合は、その方の被保険者証（健康保険証）を持参してください。
6 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳（写し）を添付してください。
7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定額	親族	特定扶養	老扶老配	寡婦・寡夫	普通障害	特別障害	控除額合計	所得金額合計	差引所得金額	基本月収額 ÷12	
38万×人 万円	20万×人 万円	10万×人 万円	27万×人 万円	27万×人 万円	40万×人 万円						
			1 0~123,000	特別 公賃 住宅	200,000を 超~ 397,000以下	特 200,000~322,000					
			2 123,001~153,000			公 322,001~445,000					
			3 153,001~178,000			賃 445,001~601,000					
			4 178,001~200,000								
										入力済確認欄	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。